

平成30年2月21日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成30年3月16日（金）午後1時開議

第1 特別委員会中間報告の件

第2 議案並びに陳情の総括審議

第3 発議案第1号から第3号までの
上程説明並びに総括審議

第4 所管事務調査のための委員派遣の件

茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成30年3月16日（金）午後1時00分 開議

○議長（鈴木敏文君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は22名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議長の報告

○議長（鈴木敏文君） ここで報告します。

まず、3月2日の本会議で設置されました予算審査特別委員会は、同日、本会議終了後、委員会を開会し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に竹本正明君、副委員長に細谷菜穂子君をそれぞれ選出いたしました。

次に、今定例会において審査を付託いたしました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議事日程

○議長（鈴木敏文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

特別委員会中間報告の件

○議長（鈴木敏文君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「特別委員会中間報告の件」を議題とします。

最初に、茂原駅周辺活性化特別委員会委員長 市原健二君から報告を求めます。

（茂原駅周辺活性化特別委員会委員長 市原健二君登壇）

○茂原駅周辺活性化特別委員会委員長（市原健二君） 皆さん、こんにちは。茂原駅周辺活性化特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、昨年12月14日に関係職員の出席を求め、委員会を開催し、茂原駅前通り地区土地地区画整理事業並びに茂原駅周辺都市計画道路の現状及び今後の見通しについて報告を受け、検討を行いましたので、その内容について申し上げます。

まず、茂原駅前通り地区土地地区画整理事業について、本事業は平成4年度に都市計画決定さ

れ、これまでに4回の事業変更を行い、現在の計画では平成43年度の完成を目指した事業認可を受けています。総事業費160億円に対し、これまで約59億円を支出しており、平成28年度末の進捗状況は事業費ベースで36.79%、建物移転は267棟中98棟が移転済みとのことであります。

現状の課題としては、まず、市費単独による事業の進捗率が13.3%と低いため、その推進を図るための予算を確保すること、次に、換地先を確保するために単独事業の移転を先行する必要があること、最後に、大規模量販店あるいはインターネット販売といった販売形態の変更に伴う客足離れ等による地元事業者の意欲の低下が挙げられます。

その対応策として、複数の街区に細分化された土地を集約し、そこに核となる施設の建設をすることで地区を活性化させる大街区化や、小規模な住居と商業施設の複合建築物の協同再建プロジェクト、また、木造住宅密集市街地における老朽建築物等の除去、建て替えに要する費用に国の補助制度を活用できる住宅市街地総合整備事業等について、県と協議、検討しているとのことであります。

これに対し各委員から、区画整理事業の区域内の土地利用についての質問とともに、「本事業は本市の重要施策であり、補助事業の活用とともにより多くの予算を計画的に投入すべきである」との意見や、「事業期間の長期化により再検討している土地利用計画の最終方針を早期に示すべきである」との意見、また、「高齢化の進捗を視野に入れ、医療機関と複合した高齢者医療住宅等、福祉の視点からも検討されたい」との要望があったところであります。

次に、茂原駅周辺都市計画道路の整備について、茂原駅東側でJR外房線を挟んで南北を結ぶ都市計画道路桑原梅田線について説明がありました。本事業は昭和60年度に事業着手、期間の延伸を繰り返し、現在、平成31年度までの認可事業期間となっており、これまで整備が完了した区間は、町保集会所付近から鉄道高架下と宍倉病院付近の計410メートルで、整備延長率は約38%、また、平成28年度末での用地取得率は全体の約53%となり、事業費ベースでは、計画事業費44億円に対し約67%となっているとのことであります。現在、町保集会所付近から北側の用地取得及び整備を進めており、その後、鉄道高架より南側の整備を進める予定となっていますが、長期に渡る相続関係者による係争や広大な敷地内における複数の借地人の存在、また、近年、国からの交付金の内示率が極端に低下したことによる市財政の負担増等の影響により、計画的な事業の進捗が図れていないとのことであります。

これに対し各委員から、都市計画道路の路線変更についての質問とともに、「路線変更の可能性を探るべく、路線変更により新たな影響を受けることとなる関係企業と協議を進められた

い」との要望や、「係争のある土地について、専従班による対応を図り、事業の推進に当たられたい」との要望があったところであります。

これらを踏まえ、本委員会としては、引き続き茂原駅周辺地域の現状並びに課題の把握に努め、事業の進捗状況を注視するとともに、関係部局との連携を保ち、関連事業の推進に向けて協議、検討していくことといたしました。

以上で中間報告を終わります。

○議長（鈴木敏文君） 次に、市民会館建設特別委員会委員長 竹本正明君から報告を求めます。

（市民会館建設特別委員会委員長 竹本正明君登壇）

○市民会館建設特別委員会委員長（竹本正明君） 市民会館建設特別委員会の中間報告を申し上げます。

本委員会は、2月21日に関係職員の出席を求め、委員会を開催し、（仮称）茂原市民会館建設基本構想（案）について報告を求め、調査研究をいたしましたので、その内容について申し上げます。

このたび、（仮称）茂原市民会館建設基本構想（案）が当局から提示され、説明がありました。

主な内容として、まず初めに、新市民会館は従来の市民会館機能だけではなく、公民館機能、さらには新たな可能性を考慮した複合施設とすることでありました。

次に、複合施設は、市民会館機能としての大ホールや公民館機能としての多目的ホールとして、会議室、調理室、和室など、1つの目的の部屋ではなく、さまざまな機能に柔軟に対応が可能である多機能部屋とすることでランニングコストや規模を抑え、コンパクトな施設を目指すとのことでありました。

次に、大ホールは客席規模を800から1000席とすること、また、客席などを移動し、平土間空間にすることで多機能化とするとのことでありました。

公民館機能としての多目的ホールは、リハーサル室、控室、そして小規模な発表会や会議室としても使用可能な平土間形式のホールとするとのことでありました。

なお、施設の規模としては、延べ床面積を6000から7000平米とするとのことあります。

次に、再整備の事業手法としてですが、民間事業者の提案や資金等の活用を検討し、財政負担の軽減を図っていくとのことでありました。

建設地は、市が保有する広い公用地3カ所を候補としながら、候補地以外も検討していると

のことであります。

建設費は、震災復興、東京オリンピック関連事業の影響による資材、人件費の高騰により約50から60億円と見込んでいる。財源は各種補助金や有利な起債等を活用し、市の財政負担軽減に努めるとともに、基金の設置も検討していきたいとのことであります。

竣工後の管理運営については、市自らが管理運営を行うと直営、指定管理者制度の活用、部分委託、建設から管理運営までを一括して民間事業者が行うPFI等について、総合的に検討していくとのことであります。

以上の説明に対し、各委員から多くの意見がありましたので、その主なものを申し上げます。

まず、「大ホールは、災害時の防災拠点としても機能することから、Wi-Fi環境の整備を図りたい」との意見や、「防災拠点や避難所とするならば、それらの運営ができるように計画していただきたい」との意見がありました。

次に、「供用部分については、市民の憩いの場を確保するために間仕切りができるように配慮いただきたい」との意見がありました。

次に、「建設地を検討する際には、車社会であることから駐車場を十分確保していただきたい」との意見や、「建設候補地として3カ所が挙げられているが、その他、市所有の土地以外でも検討していただきたい」との意見や、「広域的な検討や、国、県の協力を求めることや、民間事業者の資金等の活用を検討すべき」との意見がありました。

次に、「市の公共施設の老朽化により、予算配分の優先順位もあるが、新市民会館建設という市民の要望実現していかなければならない」との意見がありました。

次に、「複合施設とするならば、図書館も含めた検討をしていただきたい」との意見がありました。

その他の意見、要望を含め、議会の意見を尊重しながら来年度、基本計画を策定していくとのことであります。

この特別委員会は、市民文化の発信の場である新市民会館の建設に向けて議論するとともに、執行部へ提案、提言していくものであります。

本委員会では、よりよいものを建設してもらおうよう、今後、先進地の市民会館の視察を実施し、委員全員で知恵を絞り、議論していくことといたしました。

以上で中間報告として終わります。

○議長（鈴木敏文君） 以上で特別委員会の中間報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案並びに陳情の総括審議

○議長（鈴木敏文君） 次に、議事日程第2「議案並びに陳情の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、予算審査特別委員会委員長 竹本正明君から報告を求めます。

（予算審査特別委員会委員長 竹本正明君登壇）

○予算審査特別委員会委員長（竹本正明君） 予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る3月2日の本会議において付託されました議案第5号「平成30年度茂原市一般会計予算」について、3月6日及び7日の両日、委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、その審査経過並びに結果について報告申し上げます。

本市の財政状況は、歳入においては、都道府県への精算基準の見直しにより、地方消費税交付金が増収となるものの、償却資産にかかわる固定資産税の減等により市税の減収が見込まれます。

一方、歳出においては、扶助費や公債費等の義務的経費が引き続き大きな割合を占め、依然、財政の硬直化が進む中で、（仮称）茂原長柄スマートインターチェンジの整備、茂原駅前通り地区土地区画整理事業、街路事業等の継続事業に加え、長生郡市広域市町村圏組合への負担金の増加も見込まれます。

さらに、新市民会館の建設や地方創生の実現に向けた妊娠、出産、子育て支援施策の充実、学校再編の取り組み、公共施設の老朽化対策など、将来を見据えた施策も実施する必要があり、引き続き厳しい財政状況にあります。

このことから、予算編成に当たっては、第6次3か年実施計画や総合戦略との整合を図るとともに、最少の経費で最大の効果を上げるという財政運営の基本理念のもと、事業の選択と集中により、限られた財源の効率的な配分に努めたとしております。

その結果、平成30年度一般会計予算は、歳入歳出の総額を289億4900万円とし、対前年度比5億7400万円、1.9%の減となっております。

本委員会では、平成30年度予算が非常に厳しい財政状況の中、第6次3か年実施計画及び総合戦略との整合性を基本とし編成されたことは十分認識しながらも、市長の施政方針や市民からの多種多様な要望に対して的確に対応しているか、また、財源の確保、健全財政の堅持に努力されているかなど、細部にわたり慎重に審査を行った次第であります。

これらの視点に立って、市長に対する総括質疑では、「住民サービスの維持向上と財政健全

化の両立にどのように取り組むのか」との質疑に対し、「『すべての市民が住んで良かったと思えるまち茂原』の実現に向け、3か年実施計画や総合戦略に掲げる事業について、投資効果や緊急性を勘案しながら実施していく。また、事業費の精査や国県補助金の活用等により起債の借入を抑制するとともに、第三セクター等改革推進債の繰上償還を行い、財政健全化にも努めていきたい」との答弁がありました。

次に、「広域組合の病院事業負担金の増加について、どのように認識しているのか。また、千葉県循環器病センターの存続について、どう考えるのか」との質疑に対し、「長生病院については、国の医療費抑制政策もあり、長期入院患者が減少したことによる収入減や、電子カルテの導入等による負担金が増加した。依然として医師や看護師の確保が厳しい状況であるが、地域の中核病院のため、今後も支援していく。また、千葉県循環器病センターについては、医療機関の少ないこの地域にとって果たす役割は大きいことから、県に対し存続の要望を提出したところであるが、今後も引き続き県に申し入れをしていきたい」との答弁がありました。

次に、「茂原駅前通り地区土地区画整理事業や街路事業等の都市基盤事業に集中して予算配分を行う考えは」との質疑に対し、「中心市街地の活性化には必要不可欠な事業であり、早急に必要なことは認識しているが、市税等の歳入予算、扶助費等の義務的経費、広域組合負担金等の歳出予算の状況を踏まえ、総合的に判断していきたい」との答弁がありました。

次に、「茂原にはる工業団地の新規企業進出の本市経済への波及効果は。また、農業分野において、今後重点的に行う施策は」との質疑に対し、「波及効果としては、税収の効果、工場等建設による投資効果、雇用の拡大に伴う消費効果等が期待される。本市の支援策としては、地元企業との交流機会を創出し、ビジネス連携を促進していく。また、農業分野においては、米価の安定のために茂原市飼料用米等拡大支援事業補助金の増額、県補助金に上乗せした茂原市農産産地支援事業補助金を予算案に計上した。これにより、担い手の負担軽減や営農集団の組織化が図れると考えている」との答弁がありました。

次に、「予算編成において苦労した点はあるか。また、どのように評価しているのか」との質疑に対し、「予算編成に当たっては、事業の選択と集中により、財政調整基金を取り崩し、限られた財源の効率的な予算配分に努めた。厳しい財政状況の中だが、学校施設のトイレの洋式化、公共施設の老朽化対策、桑原梅田線等の都市基盤整備事業、安全・安心なまちづくり事業等、市民要望の多い事業を重点的に取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「今後も財政調整基金を取り崩して、市民要望に応える考えはあるか」との質疑に対

し、「財政調整基金残高は、県内市の平均値に近づいており、現在の水準の維持に努めながら市民要望等に応えられるよう、財政状況に応じて取り崩しを検討したい」との答弁がありました。

次に、「少年による凄惨な事件が発生したが、犯罪についての本市の対策は」との質疑に対し、「市としては、平成30年度から防犯ボックス事業を開始する。防犯意識の高揚、地域の安全を見守るため役立つものと考えている。今後も、市、警察、防犯関係団体とさらに連携を密にし、治安維持に努めるとともに、安全・安心なまちづくりを推進していく。また、教育の面からも、家庭教育の充実がますます重要となり、未成年者に規範意識を身につけさせることが必要であると考えている」との答弁がありました。

このほか、細目ごとの審査過程においても多くの意見、要望、指摘がなされたところでありますが、結果として、平成30年度一般会計予算は、委員長を除く出席委員10名のうち賛成する者9名、反対する者1名で、賛成者多数により原案のとおり可決することと決定した次第であります。

以下、賛成者の附帯意見を要約して申し上げます。

1. 財政健全化に努め、住民生活の維持向上に直結した施策を実行されたい。
1. 各事業における優先順位の明確化を図り、主要施策への集中した予算編成を検討されたい。
1. 引き続き行財政改革を推進し、将来に向け安定した行政運営に努められたい。
1. 地方創生に向け周辺市町村と連携した取り組みを行い、交流人口の増加、シティプロモーション活動の推進に努められたい。
1. 今後の予算編成に当たっては、市民要望を最優先に考えた予算配分に努められたい。
1. 本委員会でも出された意見、要望を踏まえ、「すべての市民が住んで良かったと思えるまち茂原」の実現に向けた予算執行に努められたい。

次に、反対者の意見を要約して申し上げます。

「大企業への補助金支給やスマートインターチェンジなどの大型開発に巨費を投じる一方で、中小企業への投資融資施策の継続や農業従事者への飼料用米生産支援の増額等、評価すべき点はあるものの、十分な予算措置とは言えない。財政調整基金を取り崩して予算編成をしているとのことだが、用途について疑問が残る。地方消費税交付金の増額による社会保障費の充当についても、住民負担の軽減となるような政策が望まれる。以上のことから、市民要望を十分に応えているとは言い難く、本予算案には反対する」というものであります。

次に、今後の予算執行に当たり留意する事項として、各委員から当局に対し、多くの意見、

要望がありましたので、以下、その主なものについて申し上げます。

1. 移住・定住促進を図るためにも防犯カメラの設置を促進し、安全・安心なまちづくりの推進に努められたい。

1. 広報もばらは、市の情報提供の重要な手段であることから、配布方法について検討されたい。

1. 納税コールセンター開設について、市税の徴収率向上を図るとともに、納付相談などの窓口業務については、引き続き丁寧な対応に努められたい。

1. 職員の働き方対策として、住民サービスの低下を招くことのないよう、職員の労働環境に十分注意するとともに、適正な配置に努められたい。

1. 子育て世代が安心して子育てできる環境づくりのため、市民のニーズに応えたファミリーサポートセンターの早期開設に努められたい。

1. 少子化対策として特定不妊治療費助成についての周知に努められたい。

1. 病気へのリスクを軽減するためにも、高齢者の口腔ケアは重要であり、関係各課との連携を密に対応されたい。

1. 合併浄化槽の補助金制度について、設置促進のためホームページ等での周知を図られたい。

1. 不法投棄対策として看板を設置しているが、市民が通報しやすいように連絡先の掲載を検討されたい。

1. 2020年の東京五輪開催を見据え、外国人観光客を受け入れるためにも、案内板の外国語表記や通訳の配置等を検討するとともに、周辺自治体や国際交流協会との連携に努められたい。

1. 市のPR及び交流人口の増加を図るため、本市最大の観光資源である七夕まつりに対する補助金拡充を検討されたい。

1. 市の玄関口である茂原駅前のムクドリ被害についての対策を早急に講じられたい。

1. 若者の就農、定着化促進のため積極的に支援されたい。

1. 道路整備、排水整備、交通安全施設整備などの生活に関連した住民要望に対しては、早期対応に努められたい。

1. 経済的な理由や家庭の事情により家庭での学習が困難な児童生徒もいることから、地域未来塾の一層の推進を図られたい。

1. 学校再編実施計画の策定に当たっては、子供たちの将来を見据え、教育環境充実の観点から十分検討の上、多くの保護者の理解が得られるよう取り組まれたい。

以上が、本予算審査特別委員会の報告であります。本会議におかれましても慎重審議賜りま

すようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（鈴木敏文君） 次に、総務委員会委員長 田畑 毅君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 田畑 毅君登壇）

○総務委員会委員長（田畑 毅君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案4件について、3月2日の本会議終了後、委員会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第1号「平成29年度茂原市一般会計補正予算（第6号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4103万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ307億3437万円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「借入金利子償還金が減額となった理由は」との質疑に対し、「当初では利率1%で見込んでいたものが利率0.1%から0.3%の範囲で借り入れできたことによるものである」との答弁がありました。

次に、「予防接種委託料が増額となった理由は」との質疑に対し、「4種混合、ヒブ、小児用肺炎球菌などの予防接種において接種者の増が見込まれたためである」との答弁がありました。

次に、「小中学校の施設整備維持管理費を減額する理由は」との質疑に対し、「児童生徒数の減の影響やプールの節水等に努めたことにより、光熱水費が減となったためである」との答弁がありました。

次に、「整備を推進していくべき交通安全施設等整備工事が減額となっている理由は」との質疑に対し、「国からの交付金の減額に伴う工事の延長短縮や対象箇所の変更などによるものであり、未実施分については来年度以降に交付金を活用し実施していく予定である」との答弁がありました。

また、「本市の中心市街地活性化に都市計画道路桑原梅田線の整備が不可欠であり、優先的に財政措置をされたい」との意見や、「社会資本整備総合交付金等の国の制度を十分に活用し、事業の推進を図られたい」との意見、「当初予算に計上された事業について、年度末に執行している事例が見受けられるので、計画的に進められたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については全会一致により可決すること

と決定しました。

次に、議案第14号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

「本案は、平成29年度において実施している給料月額削減措置を継続するものか」との質疑に対し、「平成29年度は給料月額の5%減額としているものを、平成30年度は給料月額の3%減として実施するものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第14号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第15号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、市長、副市長と同様に、教育長の給料月額について3%削減する措置を実施するため、所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第15号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第16号「茂原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、国家公務員の給与水準との比較から、一般職職員の給料月額を削減する措置について、引き続き平成30年度においても実施するため、所要の改正をしようとするものです。削減率については、管理職職員について1%を減額しようとするものであり、採決の結果、議案第16号については全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（鈴木敏文君） 次に、教育福祉委員会委員長 山田広宣君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 山田広宣君登壇）

○教育福祉委員会委員長（山田広宣君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案18件、陳情2件について、3月2日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第2号「平成29年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2785万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億8610万5000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「出産育児一時金の減額理由は」との質疑に対し、「小規模事業所従業員の社会保険加入等によるものである」との答弁がありました。

次に、「診療施設繰出金の目的は」との質疑に対し、「千葉県からの特別調整交付金を長生郡市7市町村を代表して茂原市が受け入れ、長生病院に繰り出している。用途は、長生病院の運営に係るものであれば制限はない」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第2号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第3号「平成29年度茂原市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

「システム改修が必要となった理由と長生郡市全体での費用は」との質疑に対し、「平成30年4月1日以降の更新の認定申請については、有効期間が36か月に延長されたことから改修が必要となった。7市町村全体での負担は301万4000円である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第3号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第4号「平成29年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1107万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5733万9000円にしようとするものであり、採決の結果、議案第4号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第6号「平成30年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億7399万円とするもので、対前年度31億3996万6000円、23.8%の減とするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「納税コールセンターの委託内容は」との質疑に対し、「平成30年度新規事業であり、滞納対策として、他の市税等と合わせ、納期後、督促状を発送しても納付されない場合に電話

かけをするものである。電話かけの件数が当初の予測より増えたとしても委託料は契約額のままで、契約変更はしない」との答弁がありました。

次に、「短期人間ドック助成金は、脳ドックも対象となるのか」との質疑に対し、「脳ドックについては、平成30年度予算では対象としていない。31年度以降、対象とするよう検討中である」との答弁がありました。

また、委員より、「脳疾患で重篤な状態になる前の予防として脳ドックの受診は有効であることから、今後、脳ドックを対象とするよう検討されたい」との意見がありました。

次に、「被保険者の健康の維持向上を図る方策は」との質疑に対し、「平成30年度から特定健康診査の個別健診の受診日数の拡大を図るとともに、糖尿病性腎症の重症化予防に取り組む」との答弁がありました。

以上の審査の経過を踏まえ、採決の結果、議案第6号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第10号「平成30年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2128万6000円とするもので、対前年度6億9517万9000円、10.5%の増とするものであります。

審査の過程において、委員より、「3年ごとに引き上がる保険料は高齢者等の負担になっていること、また、基金からの繰り入れが十分ではない」との意見があり、採決の結果、議案第10号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第11号「平成30年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7160万5000円とするもので、対前年度1億526万1000円、9.9%の増とするものであります。

審査の過程において、委員より、「後期高齢者制度は差別的な医療制度であること、また、2年ごとの保険料改正で被保険者の負担が増えている」との意見があり、採決の結果、議案第11号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第12号「茂原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

「指定居宅介護支援事業所の指定権限の事務が県から移譲されるが、財源や人員体制はどのようになるのか」との質疑に対し、「財源は移譲されない。現在の体制、人員で対応する」と

の答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第12号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第13号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

「認知症初期集中支援チームのサポート医の対応件数と報酬額の算定根拠は」との質疑に対し、「平成28年度は15件、平成29年度は1月末で8件である。報酬額については、地元医師会との協議により産業医の報酬を基準としている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第13号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第17号「茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、千葉県に納付する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用を規定すること、また、国民健康保険事業費納付金の額が決定したことから税率の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第17号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第18号「茂原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

「この改正により、茂原市の負担はどのようになるのか」との質疑に対し、「他の都道府県の施設等を利用している被保険者はいないため影響はない」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第18号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第19号「茂原市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

「遊具の老朽化等で児童遊園の廃止が増えているが、今後も廃止があるのか」との質疑に対し、「児童遊園のある地元自治会との協議が整えば廃止していく」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第19号については全員異議なく可決することと

決定しました。

次に、議案第20号「茂原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、国民健康保険法の一部改正に伴い、平成30年4月から茂原市が担う事務を規定するため所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第20号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第21号「茂原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「保険料率の改正により影響を受ける被保険者数は」との質疑に対し、「平成30年度から32年度までの1号保険者の延べ8万6673人である」との答弁がありました。

次に、「保険料の負担軽減のため一般会計からの繰り入れは検討しなかったのか」との質疑に対し、「人件費等の法定繰り入れのみである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第21号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第22号「茂原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

「この改正により、利用者のメリットは何か」との質疑に対し、「現在の制度では、障害福祉サービスの利用者が65歳になったとき、介護保険優先の原則により継続して障害福祉施設の利用ができないが、今回の改正により、引き続き今までの障害福祉施設を利用することが可能となる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第22号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第23号「茂原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

「事業所が身体的拘束等の対応を適正に行っているのか確認するため、市で監査等を実施しているのか」との質疑に対し、「平成29年度は1件の実地監査を実施した。来年度から6年以

外に市内全ての事業所の実地指導を行う予定である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第23号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第24号「茂原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、障害福祉制度と密接な連携に努めること、また、医療と介護の連携の強化を義務付けるため所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第24号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第29号「契約の締結について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「米飯調理はないのか。また、新給食センターへ移管する単独校調理場の食数は」との質疑に対し、「米飯については、現在と同様に千葉県学校給食会へ委託する予定であり、現在の4つの単独校での食数は合計1500食である」との答弁がありました。

次に、「新給食センター建設により児童生徒の保護者が負担する給食費が増額にすることはいいのか」との質疑に対し、「増額は予定していない」との答弁がありました。

次に、「1食当たりの調理単価は安くなるのか」との質疑に対し、「現在より安くなり、1食当たり210円である」との答弁がありました。

次に、「入札に1グループのみの応募で、このグループと仮契約を結んだが、契約額は妥当か」との質疑に対し、「PFI事業に係る要求水準書を満たしており、平成29年度に設定した債務負担行為額におさまったことから、妥当な額と認識している」との答弁がありました。

次に、「PFIでの委託にした場合、現在の維持管理費と比べ、幾ら削減となるのか」との質疑に対し、「PFIにした場合、1年当たり2500万円から3000万円程度の削減が15年間にわたり見込まれる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第29号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第35号「指定管理者の指定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「自転車駐車場の利用率は」との質疑に対し、「茂原駅の第1から第4自転車駐車場は7割、新茂原駅の第5号から第7自転車駐車場はほぼ満車の利用となっている」との答弁が

ありました。

次に、「指定した後に、指定管理者として不適格と認める場合には、指定解除等の措置ができるのか」との質疑に対し、「そのような事案が発生した場合には、契約条項に解除できる旨が規定されている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第35号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、陳情第1号「住民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

「受動喫煙対策を強化する健康増進法の改正が国において検討されているが、市で受動喫煙対策の条例を制定する考えはあるのか」との質疑に対し、「健康増進法の改正がされた後に検討したい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第1号については全員異議なく採択することと決定しました。

次に、陳情第2号「『千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書』の提出に関する陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

「オリンピック開催国、開催都市では受動喫煙防止対策が設けられてきたが、東京オリンピックの開催に向け、国の法整備の状況は」との質疑に対し、「厚生労働省が自民党に示した健康増進法の改正案では、飲食店等について、原則、屋内禁煙とするものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第2号については賛成多数により採択することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（鈴木敏文君） 次に、建設経済委員会委員長 向後研二君から報告を求めます。

（建設経済委員会委員長 向後研二君登壇）

○建設経済委員会委員長（向後研二君） 建設経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案10件について、3月2日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

最初に、議案第7号「平成30年度茂原市特別会計下水道事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1175万7000円とするもので、対前年度比1億5309万6000円で、7.8%の減とするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「下水道普及率と今後の整備計画は」との質疑に対し、「本年度当初の下水道普及率は34.2%であり、東部台地区の管渠整備の完了により、来年度も若干上昇すると見込んでいる。今後の整備計画については、計画区域はあるが、国からの指導もあり、老朽化している施設の維持管理を重点的に実施していく」との答弁がありました。

次に、「下水道使用料が減額している理由は」との質疑に対し、「平成31年4月より移行する公営企業会計では、一般会計と異なり、出納整理期間がないことから、その期間分の使用料収入を計上していないため減額となった」との答弁がありました。

次に、「処理場長寿命化工事において市内企業が受注するための方策は」との質疑に対し、「来年度は市内企業でも対応可能な耐震化工事を実施するため、日本下水道事業団へ受注機会の確保を要請するとともに、建設業組合に入札参加資格の申請をするよう申し入れた」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第7号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第8号「平成30年度茂原市特別会計農業集落排水事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9966万円とするもので、対前年度比1878万円、4.9%の増とするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「施設の長寿命化に向けての取り組みは」との質疑に対し、「来年度は、最適整備構想に基づき、東郷第一地区処理施設の長寿命化に向けた計画を策定する」との答弁がありました。

次に、「加入戸数の状況は」との質疑に対し、「計画戸数3079戸に対し、加入戸数は2673戸である。加入世帯の中には、合併浄化槽使用中で、将来的な家の建て替えに備え加入している方もいるため、早めに接続するようお願いしていく」との答弁がありました。

また、委員より、「一般会計繰入金が増加傾向にあることから、使用料の見直しについても検討されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第8号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第9号「平成30年度茂原市特別会計駐車場事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7749万1000円とするもので、対前年度比3246万4000円で、29.5%の減とするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「施設管理費の減額理由は」との質疑に対し、「本年度に大規模なエレベーター改修工事を実施したことに加え、来年度からの指定管理者制度を導入に伴い、駐車場の管理運営に係る経費は指定管理者が負担することとなるため大幅な減となった」との答弁がありました。

次に、「駐車料金の変更点は」との質疑に対し、「入庫から24時間まで最大800円だった料金を、15時間まで最大500円、24時間まで最大600円に変更する。また、18時から翌日8時まで最大300円とする夜間料金等を新設する」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第9号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第25号「茂原市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、農村地域工業等導入促進法の一部改正に伴い、所要の改正をするもので、採決の結果、議案第25号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第26号「茂原市中小企業融資等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「連帯保証人が必要な場合もあるか」との質疑に対し、「利用者の融資額、融資期間、経営状況等から信用保証協会が必要と判断した場合は連帯保証人を求めることとなる」との答弁があり、採決の結果、議案第26号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第27号「茂原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正をするもので、採決の結果、議案第27号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第28号「茂原市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、都市公園法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするもので、採決の結果、議案第28号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第30号「茂原市道路線の認定について」申し上げます。

審査の過程において、「市道3級7653号線から総合市民センターへは柵が設置されていて入れない。当該施設は指定避難所のため、避難経路の確保からも歩行者出入り口を設置できないか」との質疑に対し、「今後、施設管理者等と協議していく」との答弁がありました。

採決の結果、議案第30号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第31号「茂原市道路線の廃止について」申し上げます。

本案は、2路線の市道廃止をしようとするものであり、採決の結果、議案第31号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第36号「権利の放棄について」申し上げます。

審査の過程において、「車両を放置していた期間は」との質疑に対し、「平成24年1月31日から平成25年12月24日までの693日間である」との答弁があり、採決の結果、議案第36号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わりにいたします。

○議長（鈴木敏文君） 以上で、各委員長長の報告を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午後2時09分 休憩

☆ ☆

午後2時35分 開議

○議長（鈴木敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。飯尾 暁議員。

（1番 飯尾 暁君登壇）

○1番（飯尾 暁君） 日本共産党の飯尾 暁でございます。会派を代表いたしまして、反対討論を行います。

反対する案件は、議案第5号「平成30年度茂原市一般会計予算」、議案第6号「平成30年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」、議案第10号「平成30年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」、議案第11号「平成30年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」、第21号「茂原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第29号「契約の締結について」にそれぞれ反対いたしまして、その理由を述べてまいります。

最初に、議案第5号「平成30年度茂原市一般会計予算」についてでございます。

アベノミクスによる貧困と格差の拡大が進む中、新自由主義的な国策を受け、大企業優遇、開発優先、住民サービス切り捨ての政治行うのか、その悪政から市民の暮らしを守るのかが自治体に問われる中で、本市予算の方向性が鋭く問われる情勢となっております。

本市施策の特徴は、体力のある大企業への補助金満額支給に比べ、中小企業への資金融資、農業予算では飼料用米生産への支援の増額、自主財源投入の中小企業者等振興総合支援事業、起業・創業支援事業の継続があるものの予算規模は小さく、耕作放棄地の解消や担い手支援策も独自性に乏しいものとなっております。生活保護世帯の増加に伴う民生費の増大が示すように、目前で困窮する市民が増加しています。そうした中で財政調整基金の繰り入れが予定されていますが、その使途の方向性も市民生活支援なのかどうか疑問が残るものとなっております。

また、地方消費税交付金の増額による社会保障経費充当についても、国保税減額、介護保険料、その利用料の引き下げなど明確な住民負担の軽減策をとるべきであります。

国保財政の法定外繰り入れや、生活困窮者や若者定住策としての公営住宅の活用による支援、前年度より徐々に取り組みられてきた所得補償での農業生産者支援、業者の雇用維持増大、住宅リフォーム助成などへのさらなる支援により、市民の懐を温めた上での税収確保政策が望まれます。

特に行財政改革に伴う職員の減員、非正規化やサービス残業、過労死ラインでの労働、人材育成基本方針に沿わない人事などは住民サービス低下につながりかねません。保育所給食調理業務の民営化、税徴収業務の民間委託による個人情報漏洩に対する責任放棄など、法制上の問題も問われなければなりません。本来、自治体が責任を負うべき職務の外部委託による弊害も十分留意すべきです。

一方、インフラ整備面では、交通安全施設整備や管理、排水整備、教育面では地域未来塾事業創設、子育て支援ではファミリーサポート事業など、当初予算への新規事業化や予算の増額がなされ、市民要望に応えた面もあり評価されますが、しかし、住民の多くの要望に応えるものとはなっておりません。

以上を申し述べまして、本予算案には反対いたします。

続きまして、議案第6号「平成30年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について述べます。

国民健康保険事業は、2018年度4月から広域化され、都道府県と市町村が共同で運営する制度となります。国保税率や額を決定し、住民に賦課徴収するのはこれまでと変わらず市町村の仕事ですが、国保財政は県に一括で管理されるようになり、県が各市町村に納付金を割り当て、市町村が住民から集めた保険税を県に納付する形で財政は賄えることとなります。県は納付金の額を提示する際、市町村ごとの医療給付費の水準、標準的な収納率、標準保険税率などの指標を提示いたします。

こうした仕組みの導入により、給付費の水準が高い自治体、収納率が低い自治体、一般会計からの独自繰り入れで保険税を引き下げている自治体などを浮き立たせ、県から市町村に給付抑制、収納率向上、繰り入れ解消を指導させるというのが制度導入の狙いであります。

今回の制度改定には、国は3400億円の公費投入を行い、その投入額の半分は県、市町村の国保行政を国が採点し、制度的な根本問題については、成績がよいとされる自治体に予算を重点投入する保険者努力支援制度という新たな仕組みによって配分されます。そこでは市町村に独自繰り入れをやめさせるよう県が指導しているから、市町村が滞納者への差し押さえなど収納対策強化を行っているか、県が病床削減など医療費抑制の取り組みを行っているかなどが重要な採点項目となっております。

さらに、新制度のもと、国では国保運営方針の策定が義務付けられ、地域医療構想、医療費適正化計画、医療計画などを新設し、病床削減、給付費抑制の計画の一斉に発動する予定であります。国保運営方針による市町村国保への予算配分、医療費適正化計画による給付費抑制、地域医療構想による病床削減など、これらの権限を全て県に集中し、強制的に給付費削減を推進させることが狙われております。

これでは高すぎる国保税の問題を改善するどころか、さらなる負担増と徴収強化を推進することになり、住民の困難と制度の矛盾は深まるばかりです。そこに強引な給付抑制策や病床削減が結び付けば、地域の医療基盤が壊れかねません。国保税の高騰を招いた大きな原因は、加入者の貧困化と国の予算削減です。この改善には、国庫負担の引き上げをはじめ、県による独自財源の投入や、茂原市においては一般財源の繰り入れ、そしてさらに国保法第44条に基づく医療費窓口負担軽減策の拡充などの負担軽減を図る努力が必要です。この改善が行われない本案件には、反対するものであります。

次に、議案第10号「平成30年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」について述べます。

介護保険制度は施行されて18年になりますが、老老介護に疲れ果てた高齢者夫婦の無理心中や、要介護の高齢者を抱えた一家全員が遺体で発見される孤立死など、痛ましい事件が後を絶ちません。会社などで働いていた人が家族の介護、看護のために仕事をやめる介護離職が毎年10万人、10年間で105万人に上るなど、介護の問題は現役世代にとっても大きな不安要因となっております。重い保険料、利用料の負担、深刻な介護施設の不足など、保険あって介護なしの事態を解決することは、いまや国民的課題となっております。

ところが、その実態は、要支援者サービスの保険給付外し、特養入所の要介護3以上への限定、サービス利用料の2割負担、3割負担の導入、施設の食費、居住費の負担増など、介護保険を一層サービスが利用できない保険にする改悪を連打し、介護事業所の経営や介護現場の人手不足を加速する介護報酬の大幅削減を強行してまいりました。

こうした報酬削減策は、現場から厳しい批判が沸き起こり、大幅なマイナス改定の強行ができず、2018年度の報酬改定はややプラス改定にとどめた内容です。しかし、ここ数十年来の連続的な報酬引き下げでもたらされた介護難民などの疲弊や困難を解決する規模には、全く至っておりません。

日本共産党は、介護保険の大改悪に反対し、特養ホームの抜本的増設による介護難民の解消、低所得者に対する利用料、保険料の減免制度の創設、介護報酬の引き上げによる介護福祉職員の賃上げと労働条件の改善など、必要なサービスが受けられる介護制度への見直しが必要だと訴えております。

さらに、利用料、保険料などの国民負担増を抑えながら介護制度の抜本的改善を図るためには、国庫負担割合を直ちに10%引き上げ、公費負担割合を60%にすべきと主張し、本案件に反対するものであります。

次に、議案第11号「平成30年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について述べてまいります。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで負担増と差別を押し付けるものであります。高齢者差別に起こる国民の批判をかわすために、制度導入時、低所得者の保険料を軽減する仕組みである特例軽減を導入しました。ところが、制度の定着を理由に特例軽減を廃止していくことを決め、2017年度から保険料値上げが始まっております。際限のない保険料値上げと差別医療の推進という、この制度の害悪がいよいよ本格的に高齢者に襲いかかろうとしております。

日本共産党は、後期高齢者医療制度を速やかに撤廃し、もとの老人保健制度へ戻すことを提案しております。さらに、減らされ続けた高齢者医療への国庫負担を復元し、国が責任を果たす社会保障としての医療制度に転換することを求めて、本予算には反対するものであります。

続きまして、議案第21号「茂原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」述べてまいります。

本案件は、第7期介護保険事業計画での第1号被保険者の介護保険料を定めるものであります。茂原市の第7期介護保険料の基準額は、年額で6万円、月額にすると5000円が提案されました。現行の第6期の保険料と比較すると、年額で4800円、月額で400円の引き上げになります。この保険料設定については、介護給付費準備基金を4億9000万円充当し、5568円ほどの抑制を図ったとのことであり、当局のある程度の努力は評価されます。

しかし、年金の削減、医療費窓口負担の引き上げ、介護保険利用料の1割負担から2割、3割への負担増、要支援者の介護サービスの保険給付費外しなど、社会保障の切り捨て、負担増で高齢者の暮らしは悪化の一途であります。これ以上の引き上げは許されません。高齢者の負担軽減のためには、介護給付費準備基金のさらなる充当や一般会計からの繰り入れ等を行うべきであります。

さらに、介護保険料の高騰を抑えるためには国庫負担割合を大幅に引き上げるしかないことを指摘し、本案件に反対するものであります。

次に、議案第29号「契約の締結について」述べます。

本案は、茂原市学校給食センターの設計、建設、維持管理、運營業務の包括的発注により、民間のノウハウを活用、サービスの向上、経費削減を図ること、財政負担の平準化実現のためPFI手法を用いて整備することを目的とし、総合評価、一般競争入札により業者を選定、契約を締結しようとするものであります。

しかし、総合評価、一般競争入札の趣旨との整合性をはじめ、到底容認し難い諸事実が判明しておりますので、この案件に反対し、その理由を述べます。

第1に、問題点として指摘しなければならないことは、入札の整合性であります。総合評価競争入札が有効に実施されれば、多様な提案や価格などの競争環境が確保されなければなりません。実質1社だけの応札となっております。提案の選択肢もなく、コスト面の競争性も全くないもので、このような業者選定は総合評価や競争の趣旨から大きく外れるものであり、容認できません。

第2に、契約請負業者についての説明が不十分であるということです。事業を請け負う業種

がどのような業者か、事業を全うするに足る経験、実績などが十分なのか。1社だけの応札では会社同士の比較の検討が不可能になってまいります。今回はPFIそのものの可否を論ずるものではありませんが、PFIの失敗事例が全国的に多数あります。福岡市のタラソ福岡、北九州市のひびきコンテナターミナル、名古屋市の名古屋港のイタリア村などの経営破綻、仙台市のスパパーク松森の天井崩落事故、近江八幡市立総合医療センター、高知医療センターの契約解除などが有名であります。PFI推進論者は、それらの失敗は特殊な事例として片付けようとしていますが、PFI事業が破綻すれば、住民に大きな損害をもたらす危険性があることを否定することができません。これらの不安を払拭できる業者なのかどうか、納得できる方は少ないと思います。

第3に、本計画の拙速強引な事業運営を問題にしなければなりません。時々、全員協議会などの説明がありましたが、事前説明的なものは一切なく、昨年2月15日の全員協議会での説明も、当日説明書が配付され、このような計画だから了解してほしいというレベルであります。その計画ですが、学校給食施設検討委員会からの答申では、炊飯設備が要望されていたにもかかわらず、事業費用の増大や配送する食缶の増大に伴う配送遅延リスクの増大から設置しないこととされております。このことによって、炊飯の外部委託で発生する加工賃が給食費に転嫁され、結局のところ、保護者の負担が増大することが明らかになっております。また、独自の炊飯施設による災害時の炊き出しもできないことは、市民の納得も到底得られるものではありません。PFIによるコスト軽減、VFM（バリュー・フォー・マネー）がうたわれており、物理的に余裕のある広大な用地での施設建設が実行されるのでありますから、事業費用や用具の増加、物流面での懸念は、この計画の内容からしても大きな矛盾となります。

また、センター建設予定地からの基準を超える有害物質、猛毒のフッ素の基準を超える検出が当局の調査で明らかになっております。フッ素が安定した化合物としてではなく、活性度の高いイオン状態で検出されるということは相当な問題で、発生源が至近にあることも予想されます。この調査の詳細についても十分な説明がありません。少なくとも調査を進展させ、その発生源や由来を特定し、その対処が明確になるまで計画の実施は据え置くべきであります。

市内学校給食施設の老朽化という背景から見ても、計画そのものの必要性は共有するものでありますが、事業者選定の経緯、その力量も不透明、米飯施設設置など市民要望を反映していない、また、その立地の安全性が問われているような基本計画に基づく契約締結に関しては、一旦ここで立ちどまり、再考することを強く提案いたします。なぜ急ぐのか。現在の施設を修繕しながらの継続は可能であると、私は確信しております。

以上を申し述べまして、反対討論といたします。

○議長（鈴木敏文君） 以上で通告による討論は終わりました。

他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第5号「平成30年度茂原市一般会計予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「平成30年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「平成30年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「平成30年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「茂原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号「契約の締結について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号「副市長の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号「教育長の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任と認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第34号は適任と認められました。

次に、他の議案については、一括採決します。議案第1号から第4号、第7号から第9号、第12号から第20号、第22号から第28号、第30号から第31号、第35号から第36号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第4号、第7号から第9号、第12号から第20号、第22号から第28号、第30号から第31号、第35号から第36号については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情について採決します。

今定例会に付議されました陳情は2件であります。

最初に、陳情第2号「『千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書』の提出に関する陳情」についてであります。本件に対する委員報告は採択であります。

陳情第2号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、陳情第2号は採択とすることに決定しました。

次に、陳情第1号「住民の健康増進と2020東京オリンピック・パラリンピックにむけて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情」については、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがって、陳情第1号は採択とすることに決定しました。

ここで報告します。

本日、市原健二君、常泉健一君、山田広宣君から今定例会に提出するため発議案3件の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

発議案第1号から第3号まで上程説明並びに総括審議

○議長（鈴木敏文君） それでは、次に、議事日程第3「発議案第1号から第3号までの上程説明並びに総括審議」を議題とします。

発議案第1号から第3号までを一括上程します。

最初に、発議案第1号について、提出者市原健二君から提案理由の説明を求めます。

市原健二議員。

(22番 市原健二君登壇)

○22番（市原健二君） 提出者を代表して、発議案第1号「千葉県循環器病センターの機能を今後も維持確保することを求める意見書の提出について」、提案理由の説明を申し上げます。

千葉県循環器病センターは、千葉県内屈指の循環器病の基幹病院として、循環器病にかかわる高度専門医療を提供するとともに、心筋梗塞や脳卒中等、重篤な救急患者の受け入れ病院として貢献してきたところであります。

このたび千葉県病院局は、千葉県循環器病センターについて、循環器病疾患診療における医

療提供体制についての協議を関係者と進めるとしており、千葉県循環器病センターの存続が危ぶまれているところであります。県との均衡ある救急医療体制の整備は県行政の責務であり、救命医療機関の極端に少ないこの地域において千葉県循環器病センターが果たす役割は大きく、周辺住民の安心・安全な生活を守るためにも存続が強く求められています。

よって、千葉県に対し、千葉県循環器病センターが十分な医療を今後も維持確保するよう意見書を提出しようとするものであります。

議員各位におかれましても慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（鈴木敏文君） 次に、発議案第2号について、提出者常泉健一君から提案理由の説明を求めます。常泉健一議員。

（21番 常泉健一君登壇）

○21番（常泉健一君） 提出者を代表いたしまして、発議案第2号「茂原一宮道路及び県道茂原・白子バイパス建設・整備を求める意見書の提出について」、提案理由の説明を申し上げます。

茂原一宮道路、通称長生グリーンラインは、首都圏中央連絡自動車道、圏央道などと一体となって機能し、外房地域の地域活性化や観光振興に寄与するとともに、災害時には緊急輸送道路としての役割も担う大変重要な地域高規格道路であります。

次に、県道茂原白子バイパスは、圏央道茂原北インターチェンジや千葉外房有料道路と一体となり、首都地域と九十九里地域の連絡をする幹線道路であります。

茂原一宮道路については、千葉県が長南町坂本から茂原市台田、主要地方道茂原大多喜線までの開通目標を平成31年度としていたものを平成33年から平成35年度に遅らせるとのことから、早期に開通を求め、また、県道茂原白子バイパスについては、起点である茂原市区間の事業着手がされていないことから、早期に開通に向け建設、整備するよう意見書を提出しようとするものであります。

議員各位におかれましても慎重審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

○議長（鈴木敏文君） 次に、発議案第3号について、提出者山田広宣君から提案理由の説明を求めます。山田広宣議員。

（11番 山田広宣君登壇）

○11番（山田広宣君） 提出者を代表いたしまして、発議案第3号「千葉県受動喫煙防止条例

の早期制定を求める意見書の提出について」、提案理由の説明を申し上げます。

喫煙が健康障害をもたらすことは、医学的に立証されております。さらに、喫煙により生じるたばこ煙による受動喫煙については、飲食店等のサービス産業で働く労働者や利用者、自ら身を守ることができない子供たちの健康を守るために、社会的に対策が求められております。

このため、現在、国において受動喫煙対策を強化する健康増進法の改正に向けた検討がされていることから、千葉県においては実情に応じた受動喫煙防止条例を早期に制定するよう意見書を提出しようとするものであります。

議員各位におかれましても慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（鈴木敏文君） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

最初に、発議案第1号について質疑を許します。

（「なし」との声あり）

なければ、次に、発議案第2号について質疑を許します。

（「なし」との声あり）

なければ、次に、発議案第3号について質疑を許します。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、発議案3件は委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、発議案第1号「千葉県循環器病センターの機能を今後も維持確保することを求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号「茂原一宮道路及び県道茂原・白子バイパス建設・整備を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第3号「千葉県受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

————— ☆ ————— ☆ —————

所管事務調査のための委員派遣の件

○議長（鈴木敏文君） 次に、議事日程第4「所管事務調査のための委員派遣の件」を議題とします。

お手元に配付のとおり、市民会館建設特別委員会委員長から、会議規則第106条の規定により、閉会中の所管事務調査のため委員を派遣したい旨の要求書が提出されました。

お諮りします。

市民会館建設特別委員会委員長からの要求について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがって、承認することと決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木敏文君） 御異議ないものと認めます。

したがって、そのように決定しました。



○本日の会議要綱

1. 特別委員会中間報告の件
2. 議案並びに陳情の総括審議
3. 発議案第1号から第3号までの上程説明並びに総括審議
4. 所管事務調査のための委員派遣の件

○出席議員

議長 鈴木敏文君

副議長 中山和夫君

1番	飯尾 暁君	2番	石毛隆夫君
3番	岡沢 与志隆君	4番	大柿 恵司君
5番	平 ゆき子君	6番	向後 研二君
7番	杉浦 康一君	8番	はつたに 幸一君
9番	小久保 ともこ君	10番	田畑 毅君
11番	山田 広宣君	12番	前田 正志君
13番	金坂 道人君	15番	山田 きよし君
16番	細谷 菜穂子君	18番	ますだ よしお君
19番	三橋 弘明君	20番	竹本 正明君
21番	常泉 健一君	22番	市原 健二君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長	永 長 徹 君
教 育 長	内 田 達 也 君	総 務 部 長	中 村 光 一 君
企 画 財 政 部 長	十 枝 秀 文 君	市 民 部 長	板 倉 正 樹 君
福 祉 部 長	鶴 岡 一 宏 君	経 済 環 境 部 長	山 本 丈 彦 君
都 市 建 設 部 長	正 林 正 任 君	教 育 部 長	豊 田 実 君
総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	岩 瀬 裕 之 君	企 画 財 政 部 次 長 (企画政策課長事務取扱)	山 田 隆 二 君
企 画 財 政 部 次 長 (市民税課長事務取扱)	麻 生 新 太 郎 君	市 民 部 次 長 (生活課長事務取扱)	岡 本 弘 明 君
福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	鈴 木 祐 一 君	経 済 環 境 部 次 長 (農政課長事務取扱)	木 島 明 良 君
都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱)	大 橋 一 夫 君	都 市 建 設 部 次 長 (都市計画課長事務取扱)	河 野 宏 昭 君
教 育 部 次 長 (教育総務課長事務取扱)	久 我 健 司 君	職 員 課 長	渡 辺 裕 次 郎 君
財 政 課 長	斎 藤 洋 士 君		

☆

☆

○出席事務局職員

事 務 局 長	三 橋 勝 美
主 幹	中 田 喜 一 郎
局 長 補 佐	渡 邊 み ゆ き

○議長（鈴木敏文君） これをもちまして、平成30年茂原市議会第1回定例会を閉会します。
長期間にわたる御審議、まことに御苦労さまでした。

午後3時12分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年5月16日

茂原市議会議長 鈴木 敏 文

茂原市議会副議長 中 山 和 夫

茂原市議会議員 金 坂 道 人

茂原市議会議員 山 田 き よ し